

議案第20号

大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月20日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大網白里市使用料及び手数料条例（昭和38年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の見出し中「令和7年度」を「令和8年度」に改め、同項中「令和7年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和9年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。